

幼児教育・保育の無償化の対象となる施設

区分		(1)認可保育施設など	(2)新制度の私立幼稚園(市内:小倉あさひ幼稚園)		(3)従来型の私立幼稚園(市内:小倉あさひ幼稚園以外の私立幼稚園)		(4)認可外保育施設など	(5)障がい児通園施設
対象施設等		・保育所(園) ・認定こども園 ・新制度に移行した幼稚園 ・小規模保育施設 ・企業主導型保育事業(標準的な利用料)	<入園している場合>	<預かり保育を利用している場合>	<入園している場合>	<預かり保育を利用している場合>	・認可外保育施設 ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリー・サポート・センター(送迎のみの利用を除く)	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援など
0~2歳児クラス	対象	住民税非課税世帯の子ども	/		/		市から「保育の必要性の認定」を受けた住民税非課税世帯の子ども	住民税非課税世帯の子ども
	利用料	無償					月額上限42,000円まで無償	自己負担分が無償
3~5歳児クラス	対象	該当するすべての子ども	入園時期に合わせて満3歳から	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	入園時期に合わせて満3歳から	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	該当するすべての子ども
	利用料	無償	無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償 ※ただし、月額上限額と実負担額(1日あたり450円まで)を比べて低い額が給付対象となります。	通常の教育時間分を月額上限25,700円まで無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償 ※ただし、月額上限額と実負担額(1日あたり450円まで)を比べて低い額が給付対象となります。	月額上限37,000円まで無償 ※ただし、(2)の施設を利用している場合は11,300円から預かり保育分として無償化される額を差し引いた額を上限額となります。	自己負担分が無償
認定の手続き		不要	「子どものための教育・保育給付認定」の手続きが必要	左記の手続きに加え、「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要	「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要		「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要	不要
問い合わせ		保育課(内線480)	教育総務課(内線377)		教育総務課(内線377)		○保育課(内線480) ・認可外保育施設 ・一時預かり ○子育て支援課(内線839) ・病児保育 ・ファミリー・サポート・センター	障がい福祉課(内線428)

※「(1)認可保育施設など」に入所している方は、(1)と「(4)認可外保育施設など」を併用した際の利用料は補助対象となりません。